

「郵便局のみまもりサービス」をふるさと納税の返礼品とすることに関する協定書

鳥取県北栄町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、甲が、乙が提供する「郵便局のみまもりサービス」（以下「本サービス」という。）を、甲に対してふるさと納税を行った寄附者への返礼品の一とすることについて、以下のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、甲が、乙の本サービスを、甲に対してふるさと納税を行った寄附者への返礼品の一とすることに合意する。

（本サービスを返礼品とするための対応事項）

第2条 甲は、甲が運営・管理するホームページ、公式SNSアカウント並びに第三者が運営・管理するふるさと納税を紹介し、受付を行うサービスを提供するホームページ及びアプリケーションにおいて、ふるさと納税の返礼品としての本サービスの利用について乙が指定する事項を表示・掲載するものとする。なお、掲載に当たっては、その内容について事前に乙の承諾を得るものとする。

2 甲は、ふるさと納税を行った寄附者のうち甲が指定する者（以下「対象寄附者」という。）に対して返礼品を提供する事務の一部として、乙が対象寄附者に本サービスの申込みに必要な書類を送付するために必要な情報を乙に提供する。なお、甲から取得した情報に基づき実施する事務に要する費用は、乙が負担するものとし、これを無償で行うものとする。ただし、甲乙協議の上、甲が負担すると合意した費用についてはこの限りでない。

（利用料の負担等）

第3条 甲は、対象寄附者が、本サービスの利用に関する契約（以下「利用契約」という。）の契約者として本サービスを利用するに当たり生じる利用料（以下「利用料」という。）を、この協定に定める範囲において乙に支払うものとする。この場合において、対象寄附者の指定の方法は、別途協議の上決定する。

2 甲がこの協定書に基づきふるさと納税の返礼品とする本サービスの種類、サービス提供期間及び利用料は、下表のとおりとする。

サービスの種類	サービス 提供期間	利用料 (消費税及び地方消費税を除く。)
みまもり訪問サービス	3か月、6か月 及び12か月	2,273円/月
みまもりでんわサービス	3か月、6か月 及び12か月	973円/月（固定電話）
		1,164円/月（携帯電話）

（利用料の支払）

第4条 乙は、対象寄附者と成立した利用契約ごとの利用料総額を、当該利用契約に基づき対象寄附者へ本サービスの提供が開始された月の翌月末日（行政機関の休日に関する法律に定める休日に当たる場合はその前日）までに取りまとめ、甲に請求書及び払込取扱票を発行するものとし、甲は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、この払込取扱票により利用料を支払う。この場合において、当該支払に係る払込手数料の負担は乙とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が必要と認めるときは乙発行の払込取扱票によらず利用料を支払うことができる。この場合において、当該支払に要する手数料その他の費用は甲が負担するものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、2020年4月1日から2021年3月31日までとする。なお、期間満了3か月前までに甲乙いずれかによる解除の申出のない限り、この協定の有効期間をさらに1年間延長することとし、以降も同様とする。

2 この協定の有効期間終了時に既に成立している利用契約に基づく利用料の支払は、当該利用契約について第3条第2項に定めるサービス提供期間が終了するまでの間、前条の規定に準じてこれを行うものとする。

(協議解決)

第6条 この協定の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上これを解決するものとする。

以上の合意を証するため、双方記名押印の上、甲乙各1通を保管するものとする。

2020年 3月 25日

甲 鳥取県東伯郡北栄町由良宿 423-1

北栄町長 松本 昭夫



乙 鳥取県東伯郡北栄町由良宿 804-14
日本郵便株式会社
由良郵便局

局長 中本 公人

